

平成
25
年度

税制改正の あらまし

は し が き

平成25年度税制改正が通常国会で成立し、公布・施行されました。

周知のとおり、平成25年度税制改正大綱は、昨年12月に衆議院の解散・総選挙の影響で19年ぶりに越年し、年明けの公表となりました。その後、例年にないスピードで税制改正作業が進められ、3月1日に税制改正法案が国会に上程され、年度内に成立する運びとなりました。

平成25年度税制改正では、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の様々な措置が講じられております。

例えば、法人税関係では、「生産等設備投資促進税制」「所得拡大促進税制」「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」などが創設されたほか、「研究開発税制」「雇用促進税制」「中小企業の交際費課税の特例」の拡充が図られています。

また、所得税関係では、所得税の最高税率の見直しが行われる一方で、金融所得課税の一体化の拡充、日本版ISAの創設、住宅ローン減税の拡充などが措置されました。さらに、資産税関係では、相続税の基礎控除・税率構造の見直し、贈与税の税率構造の見直し、事業承継税制の抜本的な見直し、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されるなど、盛りだくさんの改正となっています。

本書は、こうした法人会員の皆様に関係のある改正のポイントを分かりやすく解説したものです。会員の皆様の経営と税務にお役立ていただければ幸いです。

平成25年 6 月

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

I 法人税関係

1. 生産等設備投資促進税制の創設	4
2. 環境関連投資促進税制の拡充等	5
3. 研究開発税制の拡充	6
4. 所得拡大促進税制の創設	7
5. 雇用促進税制の拡充	8
6. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設	9
7. 中小企業の交際費課税の特例の拡充	10

II 所得税関係

1. 所得税の最高税率の見直し	11
(1) 税率構造の見直し	11
(2) 源泉徴収税額表等の見直し	11
2. 金融所得課税の一体化の拡充	12
(1) 公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の課税方式の見直し	12
(2) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充	13
(3) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組	13
3. 日本版 ISA の創設	15
4. 住宅取得に係る措置	16
(1) 住宅ローン減税の拡充・延長	16
(2) 自己資金で住宅の取得をした場合の特例措置の拡充・延長	16
(3) 自己資金で省エネ、バリアフリー、耐震に係るリフォームをした場合の減税措置の拡充・延長	17
(4) 個人住民税における住宅ローン控除制度の改正	18
5. 法人に対する贈与に係るみなし譲渡課税の適用除外	19

Ⅲ 資産税関係

1. 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し	20
(1) 相続税の基礎控除の引下げ	20
(2) 相続税の税率構造の見直し	20
(3) 未成年者控除及び障害者控除の引上げ	21
2. 小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例の見直し	22
3. 贈与税の税率構造の見直し	23
4. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し	25
5. 事業承継税制の抜本的な見直し	26
6. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	28

Ⅳ その他

1. 延滞税等の割合の見直し	30
2. 印紙税の見直し	31
3. 法人に対する道府県民税利子割課税の廃止	32